

## 練馬区「街かど安全 72 万区民の目」警戒運動に関する覚書

### (目的)

第 1 条 この覚書は、練馬区（以下「甲」という。）、練馬区内（以下「区内」という。）3 警察署（練馬警察署・光が丘警察署・石神井警察署、以下「乙」という。）および区内 3 防犯協会（練馬防犯協会・光が丘防犯協会・石神井防犯協会、以下「丙」という。）が協働して進める「街かど安全 72 万区民の目警戒運動」（以下「運動」という。）について、相互の役割等を明確にすることにより、甲、乙および丙の緊密な連携のもと、円滑かつ効果的な事業の推進を図ることを目的として締結する。

### (定義)

第 2 条 この覚書において「運動」とは、区民に対して、自宅付近での掃除、散歩等の外出時における地域の警戒、あいさつや声かけの励行、登下校時の子どもの見守り、不審者発見時の 110 番通報などの取組を呼びかけ、区民の外出時における警戒活動を促すことで、犯罪の抑止および防止を図ることをいう。

### (甲の役割)

第 3 条 運動を進めるに当たっての甲の役割は、つぎに掲げるとおりとする。

- (1) 運動の趣旨および内容について、区報、ホームページ等の積極的な活用や啓発運動を通じて、広く区民に周知を図ること。
- (2) 区内全域において区民を対象とし、乙および丙が実施する各種活動に対し、必要な支援を行うこと。
- (3) 犯罪の抑止および防止に係る必要な情報を、メールおよびホームページ等を活用して、区民に提供すること。

### (乙の役割)

第 4 条 運動を進めるに当たっての乙の役割は、つぎに掲げるとおりとする。

- (1) 運動の実施に当たり、丙の構成員や区民に対する研修会・講習会等、必要な指導を行うとともに、犯罪の抑止および防止に係る活動を実施すること。
- (2) 区内全域において区民を対象とし、甲および丙が実施する各種活動に対し、必要な支援を行うこと。
- (3) 甲および丙に対し、犯罪の抑止および防止に係る必要な情報の提供を行うこと。

### (丙の役割)

第 5 条 運動を進めるに当たっての丙の役割は、自ら運動を実施するとともに、区民に対し運動への取組の呼びかけを行うこととする。

### (覚書の連絡調整者)

第 6 条 この覚書に関する連絡調整者は、つぎのとおりとする。

- (1) 甲については、練馬区危機管理室危機管理課長とする。
- (2) 乙および丙については、乙の生活安全課長とする。

(覚書の有効期間および更新)

第7条 この覚書の有効期間は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の3か月前までに、甲、乙および丙のいずれからこの覚書を解除または変更する意思表示がないときは、更に3年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

(その他)

第8条 この覚書に定めのない事項および疑義が生じたときは、甲、乙および丙において協議の上、これを決定するものとする。

この覚書締結の証として、本覚書書を7通作成し、甲、乙および丙それぞれ記名の上、各1通を保管する。

平成29年3月15日